

前田の〈ちょっと経営を考えよう〉第 219 回

まだまだ目先の明るさは見えてきません。皆様、あと一歩我慢が必要ですね、そしてあと一歩**努力**が必要です。でも今の**努力**は必ず将来の成果につながります。

努力の 1 つは、やはり勉強と教育です。

2 つは、今こそ経営の方針、哲学をしっかりと考え、持つことです。

3 つは、政府の政策をよく勉強して、活用することです。

○ 税政策上の変化（特に環境面）

○ 補助金制度の活用（特に積極的な投資開発補助金と省エネ設備関連の補助金です）

○ まだまだたくさんあります

4 つは、従業員の皆さん方の話し合い会の活用です。皆でアイデアを出し合ひましょう。頭は使うことによってますます発達します。（フリートーキング会を毎月 1 回は開きましょう→価値ありますよ）

5 つは・・・

（やることはたくさんあります。お互いに今こそがんばって今後の事業の礎を作りましょう、自力で勝つしかない、負けてたまるか！！）

前田の《今人生を語る》第 125 回

めざめよ日本人[㊦]

人間はいくつになっても生き方を周り（親、友人、先輩、先生等）から影響を受け、学びます。そしてしっかりした生き方をしていけないと人の生きてる価値はなくなります。周囲の小人の影響を受け、欲ばかり持つと結局失敗してしまいます。謙虚で清廉な生き方をすれば、最後には勝ち残れるものと思っています。

非上場株式等の贈与税の納税猶予について

松村 英 治

贈与前に「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」に基づき、会社が計画的な事業承継に係る取組みを行っていることについての「経済産業大臣の確認」を受けることが必要です。

※「経済産業大臣の確認」は、次の「経済産業大臣の認定」を受けるための要件となっています。

①（贈与）

この特例の適用を受けるためには、贈与により先代経営者である贈与者から、全部又は一定以上の非上場株式等を取得する必要があります。

② 後継者（受贈者）の要件

先代経営者（贈与者）の要件を満たしていることについての「経済産業大臣の認定」を受ける

特例適用の要件

① 会社の要件

次のいずれにも該当しないこと

- (1) 上場会社
- (2) 中小企業者に該当しない会社
- (3) 風俗営業会社
- (4) 資産管理会社
- (5) 総収入金額が 0 の会社、従業員数が 0 の会社

② 後継者である受贈者の主な要件

贈与の時に、

- (1) 会社の代表者であること
- (2) 先代経営者（贈与者）の親族であること
- (3) 20 歳以上であること
- (4) 役員等の就任から 3 年以上を経過していること
- (5) 後継者及び後継者と同族関係等のある者で総議決権数の 50% 超の議決件数を保有し、かつ、これらのものの中で最も多くの議決件数を保有することとなること

③ 先代経営者である贈与者の主な要件

- (1) 会社の代表者であったこと
- (2) 贈与の時までに会社の役員を退任すること
- (3) 贈与直前において、贈与者及び贈与者と同族関係等のある者で総議決権数の 50% 超の議決件数を保有し、かつ、後継者を除いたこれらの者の中で最も多くの議決件数を保有していたこと

④ 担保提供

納税が猶予される贈与税額及び利子税の額に見合う担保を税務署に提供する必要があります。

（注）特例の適用を受ける非上場株式等のすべてを担保として提供した場合には、納税が猶予される贈与税額及び利子税の額に見合う担保の提供があったものとみなされます。なお、担保の提供方法などについては、税務署にお尋ねください。

◆ 贈与税の申告期限

贈与を受けた年の翌年の 2 月 1 日から 3 月 15 日までに、受贈者の住所地の所轄税務署に贈与税の申告をする必要があります。

申告後も引き続き特例の適用を受けた非上場株式等を保有すること等により、納税の猶予が継続されます。

ただし、特例の適用を受けた非上場株式等を譲渡するなど一定の場合には、納税が猶予されている贈与税の全部又は一部について利子税と併せて納付する必要があります。

◆ 納税が猶予されている贈与税を納付する必要がある主な場合

「非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例」における主な場合と同じです。

引続きこの特例の適用を受ける旨や会社の経営に関する事項等を記載した「継続届出書」を贈与税の申告期限後の 5 年間は毎年、5 年経過後は 3 年ごとに所轄税務署へ提出する必要があります。

先代経営者（贈与者）の死亡等があった場合には、「免除届出書」を提出することにより、その死亡等のあったときにおいて納税が猶予されている贈与税の全部又は一部についてその納付が免除されます。

◆ 猶予されている贈与税の納付が免除される主な場合

- (1) 先代経営者（贈与者）が死亡した場合
- (2) 後継者（受贈者）が死亡した場合